

4月から可燃ごみの焼却施設が変更になります

現在、笠松町の可燃ごみは岐阜羽島衛生施設組合（以下「組合」と略します。）で焼却しています。

この焼却施設は、岐阜市境川地内で昭和40年から稼働していますが、平成3年、現施設への改築時に地域住民と、「現地以外の場所で、平成23年4月1日より新施設を稼働する」という内容の覚書を締結しました。これを受けて、組合では次期ごみ焼却施設の建設計画地を決定し、地域住民や地権者との交渉を進めましたが、交渉が難航し合意が取れないため、現施設を5年間稼働延長し新施設建設に向け交渉を進めました。しかし、合意に至らぬままその5年も経過し3月末をもって稼働を停止することとなります。

そこで4月以降、可燃ごみの焼却方法を、三重県伊賀市、長野県佐久市、静岡県富士宮市にそれぞれ所在する民間施設へ運搬し、焼却処理を行うこととなりました。

○積替施設

現在、可燃ごみの収集は、2tから4tの小型収集車で行い、組合施設で焼却していますが、県外民間施設への運搬は、10t以上の大型コンテナ車に積替・運搬することが効率的です。そのため、小型収集車から大型コンテナ車に積み替える施設の整備が必要となります。

笠松町と岐南町が共同で行うと、合理的かつ経済的であることから、両町のごみの収集運搬許可業者である高島衛生工業(有)により積替施設を岐南町平成6丁目地内に、車両・コンテナ保管施設を笠松町円城寺地内に建設し、同社が維持・管理業務を行うこととしました。

この積替施設は、他市町の積替施設を参考に、活性炭吸着脱臭装置、消臭剤噴霧やエアカーテンなどを併用し、悪臭を防止した施設となっています。また積替作業は屋内で実施し、飛散を防ぐ構造となっています。

積替施設の稼働は、月曜日から土曜日です。

この積替施設は4月から稼働することになりますが、3月中旬から、一部のごみを搬入するテスト稼働がはじまります。

なお、家庭系燃えるごみの収集日（笠松地域 月・木、松枝・下羽栗地域 火・金）とごみを出す時間（午前7時～8時）は変わりません。

今後も環境に配慮し、笠松町のごみ処理が滞ることのないよう事業を進めてまいります。

スプレー缶やカセットボンベの資源回収方法が変更になります

3月までは**2種類**に分別

4月からは**3種類**に分別



※スプレー缶やカセットボンベに穴を開ける際の火災や事故が全国で報告されたことから、昨年8月から穴開けは不要となりました。